

令和 7 年度 砂利採取業務主任者試験受験案内

令和 7 年 8 月 8 日

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度砂利採取業務主任者試験を下記のとおり実施します。

記

1 試験の日時

令和 7 年 11 月 14 日（金）

- (1) 受付 午前 9 時 30 分から 9 時 50 分まで
- (2) 試験 午前 10 時から正午まで

2 試験会場

富山県民会館 611 号室（富山市新総曲輪 4 番 18 号）

3 受験資格

年齢、性別及び学歴を問いません。

4 試験の方法及び試験の内容

試 験 の 方 法	試 験 の 内 容
筆記による	(1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

5 受験手続

受験願書の申請方法は、書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットからの受験申請）の 2 通りがあります。

(1) 書面申請の場合

ア 申込方法

- ① 受験願書に写真を添えて、富山県土木部河川課業務係まで持参又は郵送

してください。

- ② **写真（縦 6 cm×横 4 cm）※**は、出願前 6 月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。

※令和 5 年 6 月 9 日付け経済産業省令第 32 号で一部改正された「砂利採取業者の登録等に関する規則」第 10 条で受験願書に添付する写真のサイズは縦 6 cm×横 4 cm と規定されています。

- ③ 受験願書には、受験手数料として**富山県収入証紙 8,100 円分の貼付け**が必要です。（証紙は消印せず、重ねて貼らないこと。）

イ 受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 16 日（木）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

なお、郵送による申込みの場合は、令和 7 年 10 月 16 日（木）までの消印のあるものに限りま。

(2) 電子申請の場合

ア 申込方法

- ① 受験申込は「富山県電子申請サービス」から行います。富山県電子申請サービスの「砂利採取業務主任者試験の受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データをアップロードの上、送信してください。
- ② **写真（縦 6 cm×横 4 cm）**の画像データは、出願前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、ファイル形式は jpeg、jpg 又は png のものをアップロードしてください。
- ③ 申請完了後に送付されるメールに支払用 URL が記載されていますので、メールの案内に従い、**受験手数料として 8,100 円をクレジットカード又はペイジーで納付**してください。

イ 申込期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 16 日（木）まで

※ **受験手数料の支払期限は支払い可能になってから 3 日後の 23 時 59 分まで**です。支払期限内に納付を完了しない場合、申込みは受理できません。

6 合格発表

令和 7 年 11 月 28 日（金）以降に合格者の受験番号を富山県土木部河川課ホームページに掲載するほか、郵送にて通知します。なお、合格者には合否の通知にあわせて合格証が送付されます。

7 受験に当たっての注意事項

- (1) 試験当日は、必ず**受付票**（受験者に事前に郵送します。）、**筆記用具（鉛筆・消しゴム）**を持参してください。

(2) 受付は、所定の時間に済ませてください。

※受付時間経過後は、試験会場に入場できないことがあります。

(3) **受験票は、試験当日に、受付票と引換えに交付します。**

(4) 受験願書を受け付けた後は、申請の取り下げ又は受験しなかった場合等いかなる理由があっても受験手数料等の返還は行いません。

(5) 受験願書等に虚偽の記載をしたり、試験会場で係員の指示に従わなかったり、その他不正行為があった場合には、受験を拒否し、退場を命じ、又は合格を取り消すことがあります。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項の規定により、次のとおり口頭で開示を請求できます。

なお、**電話、はがき等による請求はできません**ので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等写真付きの証明書）を持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に富山県土木部河川課に直接おいでください。

（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、受け付けません。）

(1) 開示の請求ができる者 受験者本人

(2) 開示内容 法令問題及び技術問題の得点並びに総合得点

(3) 開示期間 合格発表の日から 1 月間

(4) 開示場所 富山県土木部河川課

9 試験に関する問い合わせ先

詳細については、富山県土木部河川課業務係（電話 076-444-3324）にお問い合わせください。